

「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領 新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p>(用語)</p> <p>第2 [略]</p> <p>(1)「週休2日」とは、<u>4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2)「対象期間」とは、工事開始日から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間<u>(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)</u>は含まない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5)「4週8休以上」とは、<u>対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所率）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> <u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p> <p>(6)「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。</p> <p>(試行の対象)</p> <p>第3 週休2日の試行対象は、主たる工種が港湾請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用した工事を対象とし、<u>その全てを発注者指定型とする。</u>ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。</p> <p>2 週休2日工事は、<u>入札公告（指名通知）及び特記仕様書</u>において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。</p> <p>入札公告（指名通知）例</p> <div data-bbox="311 1228 1359 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 その他の事項 本工事は、港湾・漁港工事における週休2日工事の試行対象工事（発注者指定型）である。</p> </div> <p>特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）</p> <div data-bbox="311 1430 1359 1875" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第〇条 休日の確保 <u>本工事は、港湾・漁港工事における週休2日工事の試行対象工事（発注者指定型）である。</u> <u>試行に当たっては、「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領に基づき行う。</u> <u>試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。</u> http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kowan/shakaikiban/kasen/kowangyokosyukyu2ka.html (県土整備部) http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gyokogyojo/index.html (農政水産部)</p> </div>	<p>(用語)</p> <p>第2 [略]</p> <p>(1)「週休2日」とは、<u>対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8／28日）以上の水準に達する状態をいう。</u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(2)「対象期間」とは、工事開始日から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、<u>受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等</u>は含まない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(試行の対象)</p> <p>第3 週休2日の試行対象は、主たる工種が港湾<u>土木</u>請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用した工事を対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。</p> <p>2 週休2日工事は、<u>共通特記仕様書</u>において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。</p> <p>共通特記仕様書</p> <div data-bbox="1635 1430 2683 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4-3条 休日の確保について（週休2日工事（発注者指定型）） <u>本工事は、週休2日工事の試行対象工事（発注者指定型）である。</u> <u>試行に当たっては、「港湾・漁港工事における週休2日工事」の試行要領に基づき行う。</u> <u>試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ>くらし・健康・福祉>社会基盤>河川・砂防・港湾>港湾>「港湾・漁港における週休2日工事」の試行について）から入手できる。</u></p> </div>

(実施手続)

第4 週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、次項から第6項までの規定は適用しない。
発注者指定型においては、次項から第6項までの規定を適用する。

2 [略]

3 [略]

4 受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載した実施工程表等を添付して、発注者に提出するものとする。

ただし、週間工程表や情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

5 [略]

6 [略]

(労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正)

第5 当初設計から下表（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正）の4週8休以上の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事の試行後、現場閉所率が28.5%未満となった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

ただし、発注者指定型においては、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

閉所状況		
4週8休以上（28.5%以上）		
労務費		1.05
機械経費（賃料）		1.04
共通仮設費		1.02
現場管理費		1.03
港湾工事 市場単価	底面工	1.04
	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
	支保工	1.05
	足場工	1.03
	鉄筋工	1.05
	吊鉄筋工	1.05
	型枠工	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
	止水板工	1.05
上蓋工	1.05	

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、事項から第4項までの規定を適用する。週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、次項から第6項までの規定は適用しない。

2 [略]

3 [略]

4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

5 [略]

6 [略]

(労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正)

第5 当初設計から下表（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正）の4週8休以上の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事の試行後、現場閉所率が28.5%未満となった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

ただし、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

閉所状況		
4週8休以上（28.5%以上）		
労務費		1.04
機械経費（賃料）		1.02
共通仮設費		1.02
現場管理費		1.03
港湾工事 市場単価	底面工	1.03
	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
	支保工	1.04
	足場工	1.02
	鉄筋工	1.04
	吊鉄筋工	1.04
	型枠工	1.03
	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
	止水板工	1.04
上蓋工	1.04	

伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05
異形ブロック製作 給熱養生	1.04

※補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

（留意事項）

第6 [略]

(1) [略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

(2) [略]

伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

※補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

（留意事項）

第6 [略]

(1) [略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

(2) [略]

(3) 受注者が週休2日に取り組む場合、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。